

雇児福発0524第2号
平成25年5月24日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家 庭 福 祉 課 長
(公 印 省 略)

「児童入所施設における事務費の保護単価の特例
措置基準等について」の一部改正について

標記については、平成19年1月10日雇児福発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等についての一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇 児 福 発 第 0110001号 平 成 1 9 年 1 月 1 0 日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成23年 6 月17日 雇児福発0617第 1 号 平成24年 4 月 5 日 雇児福発0405第 2 号 <u>平成25年 5 月24日 雇児福発0524第 2 号</u></p> <p>都 道 府 県 各 指 定 都 市 民生主管部（局）長殿 中 核 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>略</p>	<p style="text-align: right;">雇 児 福 発 第 0110001号 平 成 1 9 年 1 月 1 0 日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成23年 6 月17日 雇児福発0617第 1 号 平成24年 4 月 5 日 雇児福発0405第 2 号</p> <p>都 道 府 県 各 指 定 都 市 民生主管部（局）長殿 中 核 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>児童入所施設の定員と現員との階差の是正措置については、従来から格段のご配慮をいただいているところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局所管の児童入所施設においては、事務費の保護単価の特例措置基準等について次のように取り扱うこととし、平成23年 4 月から適用するので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、昭和37年 4 月 3 日児企第13号通知「児童入所施設の定員と現員との開差の是正措置の円滑なる実施について」及び昭和47年 4 月22日児企第15号通知「児童入所施設の事務費の保護単価の特例措置基準の運用について」にかかわらず雇用均等・児童家庭局所管施設については本通知を適用するものとし、また、平成16年12月 2 日雇児福発第1202002号通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」は本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>ただし、平成17年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。</p>

改正後	現 行
略	<p>第1 事務費保護単価の特例措置の基準について</p> <p>保護単価の設定に際して、明らかに合理的な特殊事情が認められ、定員の改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合には、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）」の特例措置に関する協議を当省に対して行うものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の承認により事務費の保護単価の特例措置（暫定定員の見直し）を講じて差し支えないこととする。</p> <p>1 対象施設</p> <p>暫定定員を超過して入所措置を行い、その超過期間が連続して3ヶ月を超えており、かつ、管内の他の同種の施設も定員（暫定定員を定めている場合はその暫定定員）をおおむね充足している施設。</p> <p>ただし、各月初日の措置児童（世帯）数の合計が年度当初に設定された暫定定員の12倍を超えない施設については対象としない。</p> <p>2 見直し後の暫定定員の算出方法</p> <p>(1) 暫定定員を超過した期間が年度末まで継続する場合は、連続して3ヶ月以上の超過となった1ヶ月目から年度末までの期間の超過延人数を超過月数で除した人数（小数点以下四捨五入）を、暫定定員を超過した期間が連続して3ヶ月以上の超過となった1ヶ月目から年度末までの各月に、年度当初に設定した暫定定員に加えて承認する。</p> <p>(2) 暫定定員を断続的に超過する場合は、連続して3ヶ月以上の超過となった1ヶ月目から年度末までの期間の超過延人数を当該期間の月数で除した人数（小数点以下四捨五入）を連続して3ヶ月以上の超過となった1ヶ月目から年度末までの各月に、年度当初に設定した暫定定員に加えて承認する。</p> <p>(3) 上記の(1)及び(2)の双方に該当する場合は、双方を比較し、増となる延人数の多い方で承認する。</p> <p>3 留意点</p> <p>(1) 都道府県知事等は、当該特例措置期間を適用しようとする者（以下「申請者」という。）から、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ協議させ、毎年度3月1日以降のなるべく早い時期に承認の可否を申請者に対して通知するものとする。</p> <p>(2) 年度当初の暫定定員の設定について、「在籍児童（世帯）の延日数」に基づいて設定している施設についても、当該特例措置の適用に当たっては、各</p>

改正後	現 行
略	<p>月初日の在籍児童（世帯）数に基づき、暫定定員の見直しを図ることとする。</p> <p>第2 10月計算の適用について</p> <p>暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県知事等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状態を勘案して適用するものであることから、一律に10月計算を適用することは認められない。また、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童等の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算を適用することは認められない。</p> <p>なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、第1に該当するものとして取扱うこととする。</p> <p>その上で、①については、下記のいずれかの算式によって差し支えないものとし、これに該当する場合は当省の包括的承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。</p> <p>また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとするが、本事例の場合は第1に基づき特例措置に関する協議を当省に対して行うこと。</p> <p>① 例えば年度のはじめに特に児童数が減少する施設や、自立援助ホームにおいて、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。</p> <p>② 暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。</p> <p>（算式1） [前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷10月（充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ）] ×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p> <p>（算式2） [直近3年度の在籍児童数の延べ日数÷30.4日÷10月÷3年（充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ）] ×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）</p>

改正後	現 行
<p>略</p> <p>(算式4) [直近3年度の各月初日の在籍児童数÷10月÷3年(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)</p> <p>(注) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については、短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする。</p> <p><u>開始後3年を経過していない場合は、直近3年度を直近2年度と読み替えること。</u></p>	<p>(算式3) [前年度の各月初日の在籍児童数÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)</p> <p>(算式4) [直近3年度の各月初日の在籍児童数÷10月÷3年(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)</p> <p>(注) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については、短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする。</p> <p>第3 乳児院の職員定数(看護師、保育士、児童指導員)の計算方法について(「定員又は暫定定員」－「その月初日の2歳児及び3歳以上児の現員」)÷1.6＋「その月初日の2歳児の現員」÷2＋「その月初日の3歳以上児の現員」÷4＝職員定数(ただし、端数が生じるときは年齢別にそれぞれ小数点第1位まで計算し(小数点第2位以下切捨)、合算した値の小数点第1位を四捨五入する。)</p>

